

## 小松能美都市計画道路の変更について

## (石川県決定)

都市計画道路中 3・5・38 号寺井湯谷線を次のように変更する。

都市計画道路 3・5・56 号栗津井口線、7・7・1 号栗津街なか線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・38	寺井湯谷線	能美市 寺井町 レ	能美市 湯谷町 ラ	-	約 3,570m	地表式	2車線	12m (12.0 ~20.8)	幹線街路との平面交差 7箇所	
	3・5・56	栗津井口線	小松市 湯上町八 1番地	小松市 井口町と 32番地	-	約 900m	地表式	2車線	12m (9.5~ 12.0)	幹線街路との平面交差 2箇所	
区画街路	7・7・1	栗津街なか線	小松市 栗津町ワ 25番地	小松市 栗津町イ 100番地	-	約 390m	地表式	-	6m (6.0~ 8.0)	幹線街路との平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

3・5・38 号寺井湯谷線は、寺井市街地と泉台ニュータウンや辰口市街地を連結する幹線道路であり、合併した能美市の地域間を結ぶ横断道路の一部区間として位置づけられている。

今回、当該路線周辺の優良農地に与える影響を配慮し、また、既存の自転車歩行者道を有効利用し、歩行者の安全性の確保を図るため、一部線形の変更を行う。

また、今回の変更に合わせて車線数を 2 車線に決定するものである。

3・5・56 号栗津井口線は、国道 8 号小松バイパスから栗津温泉中心部にアクセスする県道小松山中線の一部区間であり、温泉街の骨格を形成する道路として、かつ安全で円滑な交通の確保のため湯上町から井口町までの延長約 900m を都市計画決定するものである。

7・7・1 号栗津街なか線は、栗津温泉の回遊性向上、温泉情緒あふれる街並みや賑わいの創出を図るため、「そぞろ歩きができる道」として延長約 390m を都市計画決定するものである。